

社会福祉法人 藤本愛育会 大分こども療育センター(臨床研究部)における 公的研究費の不正使用防止の基本指針

1 目的

この基本指針は、社会福祉法人 藤本愛育会 大分こども療育センター(臨床研究部) (以下「本センター(臨床研究部)」という。)における公的研究費の不正使用を防止し、適正な管理及び執行を行うために必要な事項を定めるものである。

2 定義

- (1) この指針における「公的研究費」とは、国又は独立行政法人から本センター(臨床研究部)に配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金、学外機関及び民間機関等から受入又は本センター(臨床研究部)に経理を委任された研究資金並びに大分こども療育センター内予算で措置された研究資金等、本センター(臨床研究部)で使用される 全ての研究資金をいう。
- (2) この指針において「不正使用」とは、法令その他規則に違反して公的研究費を本来の用途以外に使用すること、虚偽の請求に基づき公的研究費を支出することをいう。
- (3) この指針において「研究者等」とは、本センター(臨床研究部)の職員、その他、本センター(臨床研究部)の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての者をいい、本センター(臨床研究部)外の研究分担者を含むものとする。

3 責任体制

- (1) 本センター(臨床研究部)の公的研究費の運営・管理を統括し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本指針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- (2) 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本センター(臨床研究部)を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、統括部長をもって充てる。統括管理責任者は、基本指針に基づき、具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- (3) 本センター(臨床研究部)の公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置き、院長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる役割を果たさなければならない。
 - ① 不正使用防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - ② 不正使用防止を図るため、研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - ③ 研究者等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- (4) コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、業務を行う。

4 ルールの明確化・統一化

最高管理責任者は、公的研究費を適正に運営・管理するために、公的研究費の使用及び事務処理に関するルールを明確かつ統一的に定め、研究者等に周知する。

5 コンプライアンス教育の実施

公的研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等に、本センター(臨床研究部)の不正対策に関する方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度について把握するとともに、受講者に誓約書等の提出を求める。

6 告発等の取扱い、調査及び処分に関する手続きの整備

- (1) 最高管理責任者は、公的研究費に関する機関内外からの告発等を受け付ける通報窓口を設置し不正に係る情報が、窓口の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。
- (2) 通報窓口は、管理事務課に設置し、通報に係る調査の体制、手続及び処分については、「社会福祉法人 藤本愛育会 大分こども療育センターにおける研究の倫理・安全に関する指針」(以下、「研究の倫理・安全に関する指針」)による。

7 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

- (1) 統括管理責任者は、不正を発生させる要因を把握して不正使用を未然に防止するため、不正防止計画を策定し、その進捗管理に努めるものとする。
- (2) 研究倫理・安全委員会は不正防止計画を推進する。

8 公的研究費の適正な運営・管理

- (1) コンプライアンス推進責任者は、随時公的研究費の執行状況を把握し、予算執行が当初計画と比較して著しく遅れている場合は、研究者等に対しその理由を確認するとともに、必要に応じ改善策を講じなければならない。
- (2) 研究者等は、発注段階において支出財源をあらかじめ特定するものとする。
- (3) 不正な取引に関与した業者に対する処分は、「研究の倫理・安全に関する指針」において定める。

9 情報発信・共有化の推進

- (1) 最高管理責任者は、公的研究費の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を管理事務課に設置する。
- (2) 最高管理責任者は、公的研究費の不正への取組に関する本センター(臨床研究部)の方針等をホームページ等で外部に公表する。

10 監査制度

- (1) 最高管理責任者は、公的研究費の適正な管理のため、内部監査の実施要領を定め、毎年度定期的に内部監査を実施する。
- (2) 内部監査委員は、研究倫理委員会と連携し、不正使用が発生しやすい要因に着目して重点的に監査を行うなど効率的な監査を行うよう努めるものとする。

附則1 この規定は、平成27年1月1日から実施する。